

●香川県告示第437号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第64条の規定により、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の名称の変更について次のとおり届出があった。

平成22年11月2日

香川県知事 浜 田 恵 造

変更年月日	医療機関の名称		医療機関の所在地
	変更後	変更前	
平成22年10月1日	医療法人社団はまだ歯科 ・矯正クリニック	はまだ歯科・矯正クリニ ック	三豊市豊中町比地大 2624番地6